



市役所からの お知らせ

*市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、秋田市ホームページをご覧ください。http://www.city.akita.akita.jp/

自主防災リーダー研修会 参加者募集



地域の防災に関心があり、リーダーとしての活動をめざす方が対象です。定員80人。「津波への備え」をテーマにした秋田地方気象台職員の講話と、自主防災組織代表者の体験発表。

日時▶7月27日(日)午後1時30分～4時

会場▶北部市民サービスセンター
申し込み▶氏名、町内会名、電話番号を書いて、はがきかFAX、Eメールで7月18日(金)まで、

〒010-8560 秋田市防災安全対策課「自主防災研修」係へ
FAX(823)5099

Eメール no-gnds@city.akita.akita.jp

●問い合わせ 防災安全対策課

☎(866)2021

大雨・浸水・避難情報を受信できる「防災ネットあきた」にご登録を

「防災ネットあきた」にメールアドレスを登録すると、市内で大雨、土砂崩れ、地震などが発生した際に、災害情報や避難情報が電子メールでパソコン・携帯電話などに配信されます。登録は次のホームページまたはQRコードでどうぞ。



http://www.city.akita.akita.jp/city/gn/ds/system/

QRコード

秋田市明るい選挙推進協議会委員を委嘱

秋田市明るい選挙推進協議会委員の任期(3年)満了に伴い、新たに次のみなさんが、委員に委嘱されました。明るい選挙の推進と投票率向上のため、選挙啓発活動を行っていきます。

会長▶小野尊尚 副会長▶赤根谷光昭

理事▶伊藤芳高、谷村重子、福岡瑠美子、藤本夫美雄、小林信子、佐藤泰子、佐藤眞知子

委員▶根田貞子、田村知子、長谷川ミオ子、佐々木富美子、浜田セ

子、中川久美子、石塚寿香子、三浦信夫、加藤トヨ子、高橋キン、

工藤わか子、三川則子、石塚小枝子、桐沢律子、齋藤恵里子、嘉藤

一司、佐々木昌子、齋藤智子、

那須恵子、田口榎子、佐藤信利、

渡部温子、菊池恵子、小縄ヒサ、齋藤順子 (以上、敬称略)

●問い合わせ 市選挙管理委員会

事務局 ☎(866)2260

農地の借受希望者 (受け手)を募集します

秋田県農地中間管理機構では、人と農地の問題解決に向けた新たな仕組み「農地中間管理事業(下図参照)」における農地の借受希望者

(受け手)を募集します。

申し込み▶農業農村振興課または市ホームページにある応募用紙に記入のうえ、郵送か持参、Eメールで7月31日(木)までに同課へ。

〒010-0973 八橋本町六丁目11 農業農村振興課

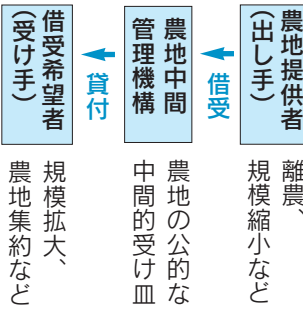
Eメール no-agan@city.akita.akita.jp

*同機構への農地貸付を希望するかた(出し手)も、随時相談を受け付けています。

●問い合わせ 農業農村振興課

☎(866)2116

農地中間管理事業のしくみ



地域特産品を 募集します



市内の業者が、秋田市で採れた農畜水産物を主原料にして作った加工品を、市では「秋田市地域特産品」として、現在24品認定しています。

認定期間は原則3年。商品デザ

インに特産品マーク(上図)を使用できるほか、地産地消を推進する各種イベントに参加できます。

特産品例▶モロヘイヤめん、宝川みさこ餅、あきた路ピクルスなど

申し込み▶農林総務課(八橋本町六丁目12-1)、または市ホームページにある申請書に記入のうえ、7月7日(月)から25日(金)(必着までに同課へお申し込みください。加工品について細かい規定がありますので、事前にご相談ください)

●問い合わせ

農林総務課 ☎(866)2115

歴史的建造物の 保存に補助します

伝統的な町家など、地域の景観資源である建造物を修理・改修する費用を補助します。申請前に、都市計画課との協議が必要です。

対象▶外観が秋田の歴史的景観にふさわしく、おおむね昭和20年までに建築された建造物(固定資産税が非課税のものを除く)

事前協議の申し込み▶都市計画課(市役所4階)、または市ホームページにある事前協議書に必要書類を添えて、8月8日(金)までに同課へ。事業内容について、まずはご相談ください

●問い合わせ

都市計画課 ☎(866)2152

地域の声を 今冬のゆき対策に



昨冬の市民一斉除雪デー

地域の除排雪について

① 幹線道路

「良かった・やや良かった」▼59%
「悪かった・やや悪かった」▼11%

② 生活道路

「良かった・やや良かった」▼49%
「悪かった・やや悪かった」▼16%

③ 歩道

「良かった・やや良かった」▼26%
「悪かった・やや悪かった」▼27%

昨冬の新たなゆき対策などについて

① コールセンター

「良かった・どちらかといえば良かった」▼22%
「悪かった・どちらかといえば悪かった」▼9%
「わからない・利用しなかった」▼54%

② ホームページでのGPSによる除雪車両位置情報の提供

「良かった・どちらかといえば良かった」▼15%
「悪かった・どちらかといえば悪かった」▼4%
「わからない・利用しなかった」▼71%

③ 地域の雪置き場

「充足している・どちらかといえば充足している」▼34%
「不足している・どちらかといえば不足している」▼30%
(雪置き場が)「ない」▼36%

④ 市民一斉除雪デー

「良かった・どちらかといえば良かった」▼46%
「悪かった・どちらかといえば悪かった」▼6%

昨冬の除排雪に関するアンケートを、市内1千23町内会長を対象に実施しました。回答数は836件で、回収率は約82%でした。

比較的降雪量が少なかったこともあり、幹線道路や生活道路の除排雪に対しては、おおむね良かったとの回答をいただきました。また、新たな取り組みであるコールセンターやホームページでのGPSによる車両情報については、「わからない・利用しなかった」との声が多数寄せられています。

これらの貴重なご意見は、今冬のゆき総合対策の参考といたします。ご協力ありがとうございます。

アンケートの各設問の詳しい集計は、市ホームページに掲載しています。詳しくは、生活総務課へお問い合わせください。

生活総務課 ☎(866)8921

7月^{がつ}から建物^{たてもの}を建て^たてる ルール^かが変わ^りました

市では、7月1日に都市計画を変更し、秋田都市計画区域と河内都市計画区域を統合して、建物を建てる際のルールを統一しました(左図を参照)。

これにより、旧河内都市計画区域内も、市街化区域と市街化調整区域に区分されました。

市街化調整区域になった土地

原則、建物の建築などが制限され、建物を建てる時は都市計画法の許可が必要になる場合があります。開発・建築行為を計画されているかたは、事前に都市計画課へご相談ください。

なお、市街化調整区域となる都市計画の決定告示日(26年7月1日)の前から、自己用の住居、店

都市計画区域統合のイメージ



市街化区域と市街化調整区域の詳しい指定状況は都市計画課へお問い合わせください。

舗、事務所などを建てる目的で所有権・借地権など、土地利用に関する権利を有していた場合は、告示日から6か月以内に「既存権利の届出」をすることで、経過的に開発・建築行為の許可を受けることができます(ただし告示日から5年以内に完了するものに限る)。

市街化調整区域で建物を建てる際の新たな許可基準

① 一定の集落区域での土地利用

(都市計画法第34条第11号)
人口減少と少子高齢化の進行により集落の維持が課題になっていることから、市街化調整区域内で一定の基準を満たす集落の区域は、誰でも住宅(自己用の専用住宅、小規模の店舗や事務所との兼用住宅)の建築ができるように許可基準を条例化しました。

② 主要な道路沿線の土地利用

(都市計画法第34条第12号)
旧河内都市計画区域内で、市街化調整区域になる土地は急激に規制が厳しくなるため、当面の間は市で定める主要な道路に接する土地(道路に6メートル以上接し、奥行きがおおむね100メートルまでは、工場や事務所、アパート(共同住宅)、店舗(床面積の合計が3千平方メートル以下)などの建築ができるように許可基準を条例化しました。

● 問い合わせ

都市計画課 ☎(866)2152